

回 覧

空き家・空き地バンクに登録してみませんか？

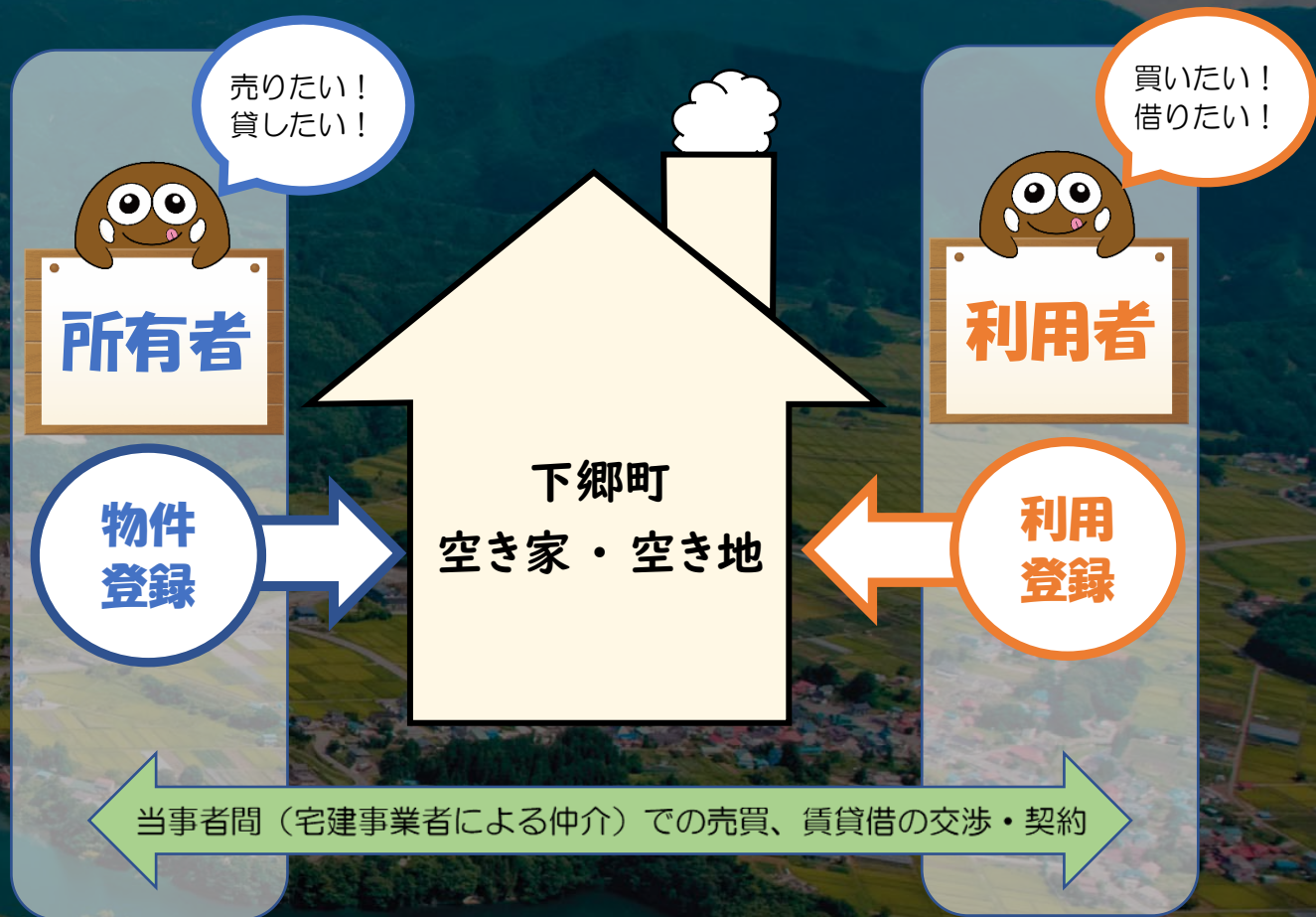
【空き家・空き地バンクとは】

空き家・空き地バンクは、空き家や空き地を売りたい・貸したいと考えている所有者と買いたい・借りたいと考えている利用者をマッチングして空き家や空き地の流通を図る制度です。

登録された空き家や空き地は、町のホームページで公開されます。



町のホームページは「下郷町空き家・空き地バンク」で検索、または左のQRコードからご覧ください。



- ◆空き家とその土地の所有者は同一であり、かつ、相続登記が完了している必要があります。
- ◆売買・賃貸借の契約に関して、町は関与しませんので、当事者間で解決にあたって下さい。
- ◆空き家・空き地の状態によっては、登録できない場合もございますのでご了承ください。
- ◆登録出来る空き地は地目が「宅地」に限ります。
- ◆空き家に付随している農地の売買をご希望の場合は「農地付き物件」として情報掲載することが可能です。農地の売買関係手続きは、農業委員会への申請が必要となります。
- ◆空き家・空き地バンクの登録期間は、所有者・利用者ともに2年間となります。

◎下郷町空き家・空き地バンク、裏面の支援制度に関すること
総合政策課企画政策係 TEL:0241-69-1144

裏面もご覧ください。

◆空き家に関する支援制度(概略)

町では、空き家の流通や町への移住・定住を促進する取り組みとして、以下の支援策を講じています。
制度の詳細や申請方法については、役場総合政策課企画政策係(Tel69-1144)までご連絡下さい。

◎下郷町住宅取得支援事業

移住・定住を図るため、町外から転入する者が新築住宅又は登録空き家(空き家バンク登録物件)を取得し、下郷町に定住する場合に費用の一部を助成します。

■補助対象経費

住宅の取得に要した経費

※土地取得費、外構工事等に要する経費などは補助対象外となります。

■申請期限

補助対象住宅の契約日から1年以内

■補助要件等

- ①交付申請日の属する年度の3月31日までに補助対象住宅に自ら居住する町外からの移住者であること。
- ②補助対象者の共有持分が2分の1以上であること。
- ③事業完了日の属する年度の翌年度から3年間以上継続して、補助対象住宅に定住すること。
- ④定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に、契約日以前の期間が原則として1年以上記録されていること。ただし、契約日前に移住準備等のため町内に定住した場合は、転入の届出日から契約日までの期間が1年未満であり、定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に転入の届出日以前の期間が1年以上記録されていること。

■補助額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は、下記により算出した額と県の加算額を合計した額のいずれか低い額 ※県の加算額については、県が定める要件を満たす必要があります。

補助基本額	加算額			
	年齢要件加算	世帯加算	子育て世帯加算	地域産業活性化要件加算
町外からの転入者	交付申請日において、補助対象者又は補助対象者の配偶者が40歳未満の場合	交付申請日において、補助対象者に同一世帯員(子どもは除く。)がいる場合	交付申請日において、18歳以下で就労していない子ども、または妊娠中の子がいる場合	町内建設事業者が施工した住宅
上限50万円	10万円	10万円	1人につき20万円(上限60万円)	10万円

◎下郷町空き家対策総合支援事業

下郷町空き家・空き地バンクの利用促進及び移住・定住を図るため、県外移住者や子育て世帯、新婚世帯が取得した登録空き家(空き家バンク登録物件)を改修し、下郷町に定住する場合に費用の一部を助成します。

■補助対象経費

登録空き家の改修に要する経費

※調査、設計及び工事監理、増築、外構工事に要する経費などは補助対象外となります。

■申請期限

登録空き家の取得日から1年以内

■補助要件等

- ①補助金の交付決定日以後に改修に着手し、当該交付年度内に完了すること。
- ②改修した登録空き家に、交付申請日の属する年度の3月31日までに居住し、かつ、事業完了日の属する年度の翌年度から3年間以上継続して定住すること。
- ③改修を行った後の住宅又は住宅の用に供する部分は、生活するために必要な居室、台所、便所及び浴室を備えていること。

■補助額

補助対象経費に2分の1を乗じた得た額又は、75万円のいずれか少ない額